東京都電気機械器具製造業最低工賃が改正されました

都内の家内労働者とその委託者のみなさんへ

東京労働局労働基準部賃金課

令和７年８月２日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃が、裏面のとおり、改正（発効）されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから電気部品等の物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料（工賃）を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から１か月以内に支払わなければなりません。
- 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- 委託者は、委託状況届（毎年４月１日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入）を４月 30 日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

＊＊ 最 低 工 賃 改 正 の お 知 ら せ ＊＊

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

品　　目	工　　程	規　　格	金　　額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1 個につき　1 円 42 銭
プリント基板	部品の差し		1 個につき　1 円 47 銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1 個につき　2 円 83 銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1 個につき　6 円 79 銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1 個につき　2 円 88 銭
		足の本数が30本以上のもの	1 個につき　3 円 67 銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1 か所につき　1 円 02 銭
コネクター	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1 端子につき　91 銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1 か所につき　5 円 46 銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき　3 円 11 銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1 差しにつき　1 円 19 銭

効力発生の日　令和７年８月２日

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ
（家内労働関係）ＱＲコード ⇒

東京労働局